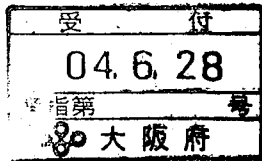


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 28日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪府高槻市三箇牧1-25-3

氏 名 世紀東急工業株式会社大阪営業所

所長 松浪 敬一

電話番号 072-678-0173

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	世紀東急工業株式会社大阪営業所
事業場の所在地	大阪府高槻市三箇牧1-25-3
計画期間	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	年間完成工事高 36,393千円
③従業員数	15名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	道路・駐車場施設等建設工事（舗装、構造物工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化 建設混合廃棄物 →再生処理業者に委託して選別の上、各種再生材、原料として再資源化または最終処分委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理体制表の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	排出量	1568.06 t	1.1 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	排出量	700 t	1.1 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類は分別の上(アスファルト・コンクリート)、委託
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な建設廃棄物は、自ら行い委託処理

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	全処理委託量	1568.06 t	1.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	1568.06 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

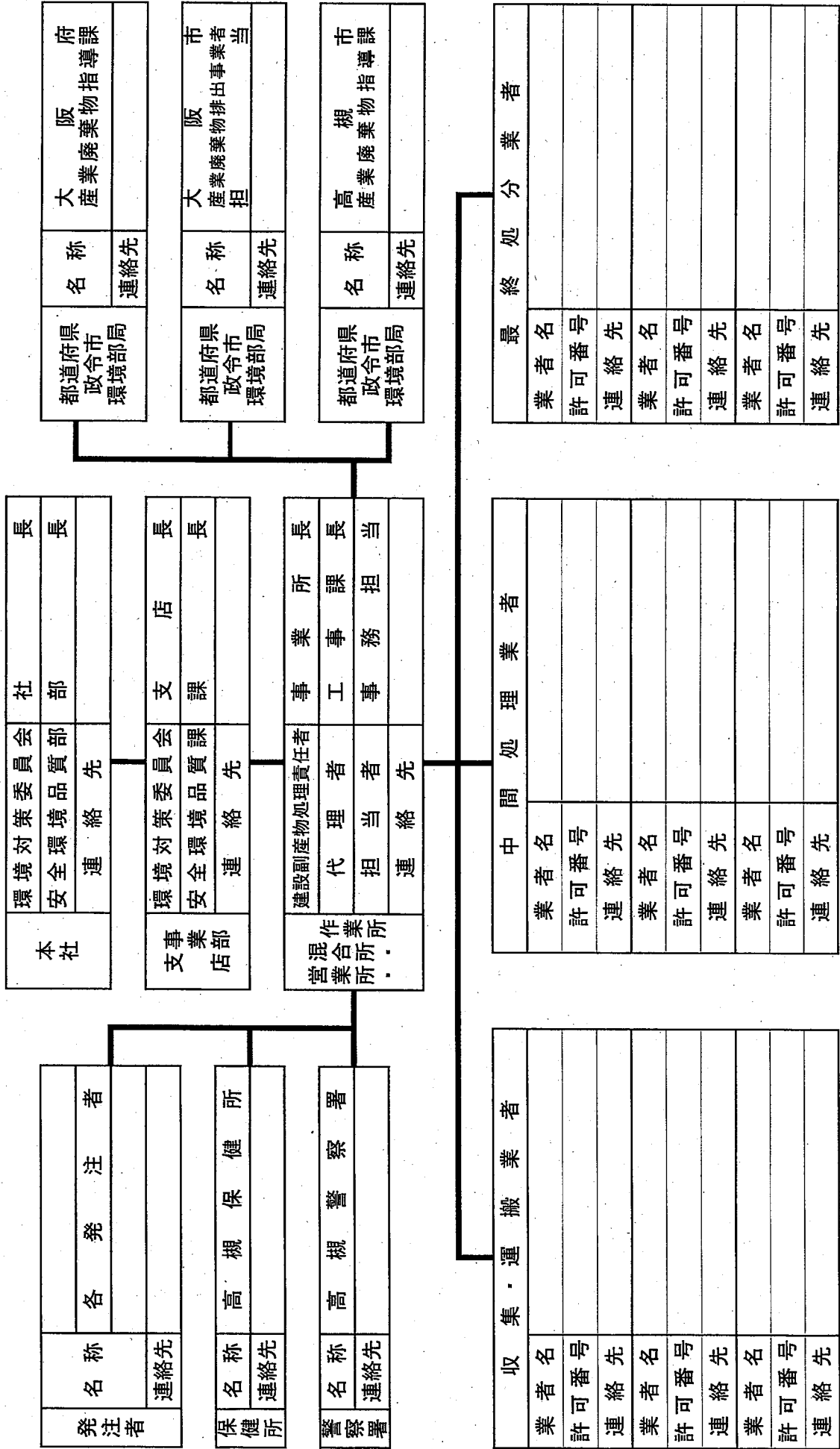
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	全処理委託量	700 t	1.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	700 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

『建設副産物の適正処理と有効利用を徹底し、快適な生活環境の資源循環型社会構築に寄与する』

建設副産物管理体制表



都道府県	名称	大阪府
政令市	名称	大阪市
環境部局	連絡先	大産業廃棄物指導課

都道府県	名称	大阪府
政令市	名称	大阪市
環境部局	連絡先	大産業廃棄物排出事業者担当

都道府県	名称	高槻市
政令市	名称	高槻市
環境部局	連絡先	高産業廃棄物指導課

本社	環境対策委員会	社長
	安全環境品質部	部長
	環境品質課	課長
支店	支店	店長

建設副産物処理責任者	事業所	所長
代理者	工事課	課長
担当者	工事務	担当
連絡先		

営業所	営業所	所長
混合所	混合所	所長
連絡先		

発注者	名称	発注者
	連絡先	発注者

保健所	名称	保健所
	連絡先	保健所

警察署	名称	警察署
	連絡先	警察署

業者名	最終処分業者
許可番号	
連絡先	
業者名	
許可番号	
連絡先	
業者名	
許可番号	
連絡先	

業者名	中間処理業者
許可番号	
連絡先	
業者名	
許可番号	
連絡先	
業者名	
許可番号	
連絡先	

業者名	収集・運搬業者
許可番号	
連絡先	
業者名	
許可番号	
連絡先	
業者名	
許可番号	
連絡先	